

関島事務所便り

〒125 - 0041 東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 1 3
電話 : 03 - 3609 - 7668
FAX : 03 - 3609 - 0404
e-mail: sekijima4@ybb.ne.jp



2005年9月号

65歳以上の扶養家族の健康保険料徴収へ

厚生労働省は高齢者の医療制度改革として、2008年度から75歳以上のすべての人が保険料を払う新たな「高齢者医療保険制度」の創設をめざしています。その一環として、現在は健康保険料を負担していない65歳から74歳までの会社員の扶養家族から保険料を徴収する案を検討しています。

◆現在の高齢者医療制度

現在は会社員が入る健康保険組合・政府管掌健康保険の保険料は会社員本人だけにかかっています。扶養家族は保険料を支払わず、医療にかかる給付の負担は保険料を納める会社員が分担する仕組みとなっています。一方、国民健康保険には扶養家族というシステムがないため、自営業者などは夫婦別々に保険料を支払わなければなりません。会社を退職し、扶養してくれる家族がない場合も同様です。

◆政府の見直し案

2007年度の推計では65歳から74歳までの「前期高齢者」は、国民健康保険の加

入者が約1,100万人、被用者保険加入者で保険料を負担する人が約130万人で、現在保険料の負担がない扶養家族が約170万人となる見込みです。

政府が新たに徴収対象としているのは、前期高齢者のうちの扶養家族についてです。扶養家族を持つ会社員の保険料に上乗せして徴収する案が有力で、64歳以下の扶養家族については、子育て世帯などに配慮し今まで通り保険料の負担を求めません。

扶養家族の中でも前期高齢者は年金収入があるため、平均所得が年100万円弱と64歳以下の約4倍あり、一人当たりの医療費給付は全体平均の4倍近くあります。

また、75歳以上の「後期高齢者」が入る新しい保険制度をつくり、保険料を徴収することなどから現在は保険料を負担していない「前期高齢者」の扶養家族からも保険料を徴収する考えのようです。

厚生労働省は、年末までにまとめる政府・与党案に前期高齢者の負担見直しも盛る考えで、来年の通常国会への関連法案提出をめざしているようです。

法律相談

ライバル会社への転職を阻止できる？

雇用環境が大きく変わる中、転職も珍しくなくなっています。転職に際し、これまでの知識や経験を活かすためライバル会社へ転職される方も多いのではないのでしょうか。職業選択の自由は憲法で明示された権利ですが、会社としては営業秘密や顧客を奪われるようなことがあると損害を被るため、裁判所は退職後についてもライバル行為を行わない旨の義務を課すことを一定の要件があれば認めていて、ライバル会社への転職を規制することができます。

◆競業避止義務とは

一般的には在職中は会社に対し、企業秘密をライバル会社に漏らすなどの行為が許されない競業避止義務を負っているとされます。この考え方を発展させ、特別な労働契約をあらかじめ結ぶことで退職後にも競業避止の義務を負わせることができます。

会社は資産を守るため、適切かつ必要最小限度の範囲で職業選択の自由に規制を設けることは許されると考えられています。具体的には職種の制限や、退職後一定期間はライバル会社での勤務を認めないといった規制です。これに違反して強引にライバル会社へ転職すれば退職金を支払わないなどのペナルティを課すことができます。

また、会社の資産を退職者が転職の際に意図的に持ち出せば、損害賠償請求の対象になる可能性もあります。

◆退職に関する特約の例

退職の際のトラブルを防止するためにも、就業規則によって次のような取り決めをしておくといでしょう。

- ・在職中に扱った書類、伝票、帳簿などを返却する
- ・貸与されたパソコンやフロッピーディスク、携帯電話を返却する
- ・仕事で使っていた個人所有のパソコンから業務情報を削除する
- ・社内電話番号簿、社員連絡票などを返却する
- ・在職中に知り得た会社や取引先の秘密・個人情報を漏洩しない
- ・退職後2年間は競合他社に就職しない
- ・万一、機密情報や個人情報を漏洩したり、使用した場合には、それにより発生した損害について賠償する

当事務所よりのお知らせ

9月から厚生年金保険料率が引き上げになります。保険料率は標準報酬月額額の0.14288です。

従業員負担分として半額を9月の賃金から源泉徴収することになります。

離婚と年金分割

2007年4月から、離婚した専業主婦だった妻が、老後の経済的な支えとなる年金を分割してもらえるようになります。

1986年の年金制度改正により、国民年金が国民共通の基礎年金と位置づけられ、20歳から60歳までの人の加入が義務づけられました。自営業・農業・漁業従事者などが第1号被保険者、会社員・公務員などが第2号被保険者、会社員・公務員の妻で年収130万円未満の者が第3号被保険者と区分されています。第2号被保険者には、報酬比例の厚生年金保険や共済年金が、国民年金のいわば2階建て部分となっています。第3号被保険者の専業主婦は、1986年前までは任意加入でした。

2007年3月までに専業主婦が離婚すると、自分の第3号被保険者としての老齢基礎年金しか受給できません。就職して厚生年金に加入している期間があれば、その期間分の老齢厚生年金は加算されますが、専業主婦の期間が長ければあまり期待はできません。これまでは熟年

離婚した専業主婦だった妻の老後は心細いものでした。

ところが、2007年4月以降、離婚時に合意できれば、結婚していた期間の夫の報酬比例部分の半分に自分自身の基礎年金を加えた額を受け取ることができるようになります。合意ができなかった場合は、分割の割合を決めるために家庭裁判所へ申し立てることができます。

2008年4月以降に離婚した場合は、2008年4月から離婚時まで納めた年金保険料に相当する夫の報酬比例部分について合意がなくても半分の分割が認められています。2008年3月以前の分については、離婚時の合意が必要です。また、自動的に分割が認められるのは、第3号被保険者だけです。

専業主婦が離婚するなら2007年4月以降、専業主婦を持つ会社員が離婚するなら2007年3月までにするのが年金に関してはお得です。夫婦間の問題が週刊誌で取り上げられるのも時間の問題かもしれません。

<公的年金と税金>

平成16年度の税制改正によって、公的年金等の源泉所得税について次のような改正がされました。この改正は平成17年から受け取る公的年金等から適用され、これまでと年金額が同じでも所得税が増額される場合があります。

◆主な改正点

- 所得者本人が65歳以上で、かつ、合計所得金額が1,000万円以下である場合に適用されていた老年者控除(50万円)が廃止されました。
- 65歳以上の人に対する公的年金等控除が縮小され、源泉徴収を要しない公的年金等の収入限度額が引き下げられました。
- 公的年金等の支払いの際に源泉徴収される

税額の計算において、その支給額から控除される控除額(基礎的控除額および人的控除額)が一部引き下げられました。

◆公的年金からの源泉徴収のしくみ

公的年金等の収入金額から一定の控除額を差し引いた額に10%をかけた税額が源泉徴収されます。このとき控除されるのは公的年金等控除、基礎控除、配偶者控除などの一部のみです。社会保険料、生命保険料や医療費控除は実際に支払った額を控除するため年末にならないと控除額が確定しません。

$$\boxed{\text{公的年金収入} - (\text{公的年金等控除} + \text{各種所得控除})} \\ \boxed{= \text{課税所得}}$$

減給の制裁と降格処分

労働基準法第 91 条では、制裁として減給を行う場合、1 回の減給の額が平均賃金の 1 日分の半額を超え、また、その総額が一賃金支払期における賃金の総額の 10 分の 1 を超えてはならないと定めています。この規定は、減給の制裁が労働者の生活に大きな影響を及ぼすことに配慮したものです。

減給の制裁が制約されているため、減給の制裁の代替措置として賃金の減少を伴う降格処分を多用している企業があります。

この場合、実際の職務内容や責任度合が変わるのか、それとも従前の職務に従事させつつ賃金額のみを減ずるのか、実態によって違ってきます。従来と同一の業務に従事させながら賃金額だけを下げ降格処分は、減給の制裁として労基法第 91 条の適用があります(昭和 37・9・6 基収第 917 号)。

賃金の減額を伴う降格が実際に職務内容や責任度合を変えるものである場合は、「職務ごとに異なった基準の賃金が支給されることになっている場合、職務替えによって賃金支給額が減少しても労基法第 91 条には抵触しない。」とされています(昭和 26・3・31 基収第 938 号)。

また、「交通事故を引き起こした自動車運転手を制裁として助手に格下げし、従って賃金も助手のそれに低下せしめるとしても、交通事故を引き起こしたことが運転手として不適格であるから助手に格下げするものであるならば、賃金の低下は、その労働者の職務の変更に伴う当然の結果であるから労基法第 91 条の制裁規定の制限に抵触するものではない。」としています(昭和 26・3・14 基収第 518 号)。

トピックス

人口 今年上半期で 3 万人減

今年上半期の出生数が死亡者数を下回り、半年で人口が 31,034 人減少したことが人口動態統計で明らかになった。

上半期の人口が減少したのは初めて。下半期は例年出生数が回復するものの、1 年の単位で自然減になる可能性も残っている。なお、政府予測では、2007 年から人口が減少するとされていた。

育児休業取得で 100 万円の助成

厚労省は、この程、育児休業を取得させた企業に 100 万円の助成金を支給する方針を決めた。

支給要件は、

- ・従業員が 100 人未満の中小企業であること
- ・初めての取得者であること(2 人目は 60 万円、3 人目以降はなし)
- ・就業規則に育児休業の規定を設けていること
- ・半年以上の休業の後、職場復帰したこと

来年度予算で概算要求し、5 年間の時限措置とする。